

知立市小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第19条の3第3項に規定する医療費支給認定を受けた小児慢性特定疾病児童等（以下「小児慢性特定疾病児童等」という。）に対し、日常生活用具（以下「用具」という。）を給付することにより、日常生活の便宜を図ることを目的とする。

(用具の種目及び給付の対象者)

第2条 給付の対象となる用具の種目は、別表第1に掲げるものとし、その対象者は、市内に居住し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）による住民基本台帳に記録されている者で、同表の対象者の欄に該当する法第19条の3第3項に規定する医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等（小児慢性特定疾病に係る施策以外の法による施策又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による施策の対象とはならない者に限る。）のうち市長が必要と認めたものとする。

(給付の申請)

第3条 用具の給付を受けようとする対象者の保護者（法第6条に規定する保護者をいう。以下同じ。）は、小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付申請書（様式第1）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、あらかじめ保護者の同意を得た上で市長が公簿等によりその内容を確認することができる書類にあっては、添付を省略することができる。

- (1) 小児慢性特定疾病医療受給者証の写し
- (2) 用具の見積書
- (3) 小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付意見書（様式第2）
- (4) 対象者の扶養義務者の所得等に関する状況を確認することのできる書類の写し
- (5) その他市長が必要と認める書類

(給付の決定)

第4条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、調査書（様式第3）を作成の上、内容を審査し、用具の給付の適否を決定するものとする。

2 市長は、用具の給付の決定をしたときは、小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付決定通知書（様式第4）及び小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付券（様式第5。以下「給付券」という。）を、その申請を却下することを決定したときは、小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付却下通知書（様式第6）を、それぞれ対象者の保護者に通知するものとする。

（費用の負担及び支払）

第5条 対象者の保護者は、用具の給付を受けるに当たっては、その収入に応じて、用具の給付に要する費用のうち別表第2に定める額（以下「負担額」という。）を負担するものとする。この場合において、給付を受ける用具の価格が別表第1の基準額の欄に掲げる額を超える場合は、当該用具の価格から当該基準額を控除した額を合わせて負担するものとする。

2 対象者の保護者は、用具を納入する業者に対し、給付券を提出し、負担額を支払うものとする。

3 市長は、用具を納入した業者からの請求により、用具の給付に要する費用から負担額を減じた額を支払うものとする。この場合において、用具を納入した業者は、給付券を添えて市長に請求するものとする。

（用具の管理）

第6条 用具の給付を受けた者及びその保護者は、当該用具を給付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

2 市長は、用具の給付を受けた者及びその保護者が前項の規定に違反したときは、当該給付に要した費用の全部又は一部を返還させることができる。

（用具の再給付）

第7条 既に給付を受けている用具と同一の用具の給付については、原則行わないものとする。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

(1) 修理不能となった場合

(2) 特別な事情により用具の再給付が必要であると医師が認めた場合

（台帳の整備）

第8条 市長は、用具の給付状況を明確にするため、給付の対象者、給付した用具等を記載した台帳を整備するものとする。

附 則

この要綱は、平成26年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年11月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

種目	対象者	性能	基準額
便器	常時介助を要する者	小児慢性特定疾病児童等が容易に使用し得るもの（手すりをつけることができる。）	4,450円
特殊マット	寝たきりの状態にある者	褥瘡の防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの	19,600円
特殊便器	上肢機能に障害のある者	足踏ペダルにて温水温風を出し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	151,200円
特殊寝台	寝たきりの状態にある者	腕、脚等の訓練のできる器具を附帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの	154,000円
歩行支援用具	下肢が不自由な者	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ、歩行器等であること。 ア 小児慢性特定疾病児童等の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの イ 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具となるもの	60,000円
入浴補助用具	入浴に介助を要する者	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの	90,000円
特殊尿器	自力で排尿できない者	尿が自動的に吸収されるもので小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの	67,000円
体位変換器	寝たきりの状態にある者	介助者が小児慢性特定疾病児童等の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの	15,000円
車いす	下肢が不自由な者	小児慢性特定疾病児童等の身体機能を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有し、電動以外であるもの	70,400円
頭部保護帽	発作等により頻繁に転倒する者	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの	12,160円
電気式たん吸引器	呼吸器機能に障害のある者	小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの	56,400円
クールベスト	体温調節が著しく難しい者	疾病の症状に合わせて体温調節のできるもの	20,000円
紫外線カットクリーム	紫外線に対する防御機能が著しく欠けて、がんや神経障害を起こすことがある者	紫外線をカットできるもの	37,800円
ネブライザー（吸入器）	呼吸器機能に障害のある者	小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの	36,000円
パルスオキシメーター	人工呼吸器の装着が必要な者	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、介助者等が容易に使用し得るもの	157,500円

別表第2 (第5条関係)

階層区分	世帯の階層(細)区分		負担基準月額	加算基準月額	
A階層	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯		円 0	円 0	
B階層	A階層を除き当該年度分の市町村民税非課税世帯		1,100	110	
C階層	A階層及びD階層を除き当該年度分の市町村民税課税世帯であって、その市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	均等割の額のみ(所得割の額のない世帯)	C1階層	2,250	230
		所得割の額のある世帯	C2階層	2,900	290
D階層	A階層及びB階層を除き前年分の所得税課税世帯であって、その所得税の額の区分が次の区分に該当する世帯	所得税の年額2,400円以下	D1階層	3,450	350
		2,401～4,800円	D2	3,800	380
		4,801～8,400円	D3	4,250	430
		8,401～12,000円	D4	4,700	470
		12,001～16,200円	D5	5,500	550
		16,201～21,000円	D6	6,250	630
		21,001～46,200円	D7	8,100	810
		46,201～60,000円	D8	9,350	940
		60,001～78,000円	D9	11,550	1,160
		78,001～100,500円	D10	13,750	1,380
		100,501～190,000円	D11	17,850	1,790
		190,001～299,500円	D12	22,000	2,200
		299,501～831,900円	D13	26,150	2,620
		831,901～1,467,000円	D14	40,350	4,040
		1,467,001～1,632,000円	D15	42,500	4,250
		1,632,001～2,302,900円	D16	51,450	5,150
		2,302,901～3,117,000円	D17	61,250	6,130
		3,117,001～4,173,000円	D18	71,900	7,190
		4,173,001円以上	D19	全額	左の負担基準月額の10%。 ただし、その額が8,560円に満たない場合は8,560円

備考

1 負担月額の決定の特例

ア A階層以外の各層に属する世帯から2人以上の児童が、同時にこの表の適用を受ける場合は、その月の負担基準月額の最も多額な児童以外の児童については、同表に定める加算基準月額によりそれぞれ算定するものとする。

イ 10円未満の端数が生じた場合は、切り捨てるものとする。

ウ 児童に民法第877条に規定する当該児童の扶養義務者がいないときは、負担月額の決定は行わないものとする。ただし、児童本人に所得税又は市町村民税が課されている場合は、本人につき、扶養義務者に準じて負担月額を決定するものとする。

2 世帯階層区分の認定

(1) 認定の原則

世帯階層区分の認定は、当該児童の属する世帯の構成員及びそれ以外の者で現に児童を扶養しているもののうち、当該児童の扶養義務者のすべてについて、その所得税等の課税の有無により行うものである。

(2) 認定の基礎となる用語の定義

ア 「児童の属する世帯」とは、当該児童と生計を一にする消費経済上の一単位をいう。病気治療のため病院に入院している場合、職場の都合上他の土地で下宿し時々帰宅することを例としている場合等、一時的に児

童と同一家屋で生活していない場合も、児童と同一世帯に属しているものとする。

イ 「扶養義務者」というのは、民法第877条に定められている直系血族（父母、祖父母、養父母等）、兄弟姉妹（就学児童、乳幼児等18歳未満の兄弟姉妹で未就業の者を除く。）及びそれ以外の三親等以内の親族で家庭裁判所が特別の事情があるものとして特に扶養の義務を負わせるものをいう。ただし、児童と世帯を一にしない扶養義務者については、現に児童に対して扶養を履行している者の他は、認定に際して扶養義務者としての取扱いを行わないものとする。

ウ 認定の基礎となる「所得税等」とは、所得税法（昭和40年法律第33号）、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和22年法律第175号）の規定及び平成23年7月15日雇児発0715第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「控除廃止の影響を受ける費用徴収制度等（厚生労働省雇用均等・児童家庭局所管の制度に限る。）に係る取扱いについて」によって計算された所得税の額（ただし、所得税額を計算する場合には、所得税法第78条第1項（同条第2項第1号、第2号（地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。）、第3号（地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。）に規定する寄附金に限る。）、第92条第1項、第95条第1項、第2項及び第3項、租税特別措置法第41条第1項、第2項及び第6項、第41条の2、第41条の3の2第1項、第2項、第5項及び第6項、第41条の19の2第1項、第41条の19の3第1項及び第3項並びに第41条の19の4第1項及び第3項、租税特別措置法の一部を改正する法律（平成10年法律第23号）附則第12条、所得税法等の一部を改正する法律（平成25年度法律第5号）附則第59条第1項及び第60条第1項の規定は適用しない。）、地方税法により賦課される市町村民税（ただし、所得割を計算する場合には、地方税法第314条の7、第314条の8並びに同法附則第5条第3項及び第5条の4第6項及び第5条の4の2第5項の規定は適用しない。）、生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付（以下「支援給付」という。）をいう。生活保護については、現在生活扶助、医療扶助等の保護を受けている事実、支援給付については、支援給付を受けている事実、所得税については前年分の所得税の課税の有無及びその額、市町村民税については、当該年度の市町村民税の課税又は免除（地方税法第323条による免除、以下同じ。）の有無をもって認定の基準とする。ただし、前年分の所得税又は当該年度の市町村民税の課税関係が判明しない場合の取扱いについては、これが判明するまでの期間は、前々年分の所得税又は前年度の市町村民税によるものとする。

(3) 適用時期

毎年度のこの表の適用時期は、毎年7月1日を起点として取り扱うものとする。

3 負担基準月額の特例

災害等により、前年度と当該年度との所得に著しい変動があった場合には、その状況等を勘案して実情に即した弾力性のある取扱いをするものとする。

4 その他

B階層の対象世帯のうち、特に困窮していると市長が認めた世帯については、A階層と同様の取扱いとする。